判決 平成13年11月22日 仙台高等裁判所 平成13年(う)第98号 殺人, 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

(原審 仙台地方裁判所平成11年(わ)第483号・平成13年5月22日 判決)

È 文

原判決を破棄する。

被告人を懲役16年に処する。

原審における未決勾留日数中500日をその刑に算入する。

由

第1 本件控訴の趣意は、弁護人大森勇一及び同狩野直樹連名の控訴趣意書に 記載のとおりであるから、これを引用する。

第2 そこで、記録を調査し、当審における事実取調べの結果も併せて検討する。

本件は、暴力団幹部であった被告人が、闇金融をしていた被害者の債権取立等に苦しめられていた食肉解体業を営む者とともに、被害者を殺害してその有する貸金債権を横取りするとともに、内縁の夫である被害者の不貞行為に嫉妬心を募らせていた女性に、被害者殺害と引き換えに多額のを支払わせようと企て、同女性の嫉妬心を煽って被害者殺害の企ていの動きせて、多額の報酬を支払わせる一方、殺害の実行をかねて知り合いの暴力団員に巧みに引き受けさせ、あるいは自己の配下にある暴力団員を必要に使用したけん銃を適合実包とともに所持した。という事業である。

本件は、被告人をはじめ5名の共犯者らが、物欲やねたみ等からそれぞれ殺人の実行のため策略をめぐらし、着々と計画を進めて、周到にそれから実行したものであって、その謀略性、計画性、態様、結果いずというである。それである。それでは、全くの金銭欲から、見も知らないをなるととを企って、ともに、知り合いの暴力団と関連を巧みのである。とを企って、知り合いの暴力団である。とを企って、知り合いの表力団である。とを企って、知り合いの表力団である。とを介書を明らなどの方とは、一次の大きでのいて中心の役割を果たしており、その上、利得の大部分の計画には、大きの大部分の大きである。

なお、控訴趣意において、殺人の方法としてけん銃を用いることについて、実行者である共犯者と謀議をしていない旨主張するが、被告人が同共犯者にけん銃の使用を勧めていることは明らかであり、また、けん銃を使用することを承知していた以上、付近住民をはじめ地域社会に対して大きな不安を与え、大きな社会的影響をもたらしたことについては、被告人も責任を負うのは当然というべきである。さらに、殺人の実行に至るについての被告人の役割や経過に関しては、上記のとおりであって、控訴趣意の

主張は採るを得ない。

そうすると、被告人は、昭和50年ころに暴力団組員となり、これまで多数の前科により何度も服役しており、その反社会性、犯罪性向は著しいこと、原審においては本件殺人への関与を否認する理不尽な弁解をしていたことを併せ考慮すると、他の共犯者らの量刑と比較しても、被告人に対する懲役18年の原判決の量刑が、その判決言渡し当時において重すぎるということはない。

しかしながら、当審における事実取調べの結果によれば、被告人は、当審に至って本件犯行を素直に認め、全面的に原判決の認定を受け入れる旨の意思を表明し、暴力団幹部としての地位を放棄して暴力団を脱退し、その決意の表れとして、自己が所持していたけん銃の所在に関する情報を捜査機関に提供するなど、反省悔悟の情を示し、更生を決意していること、妻が今後の被告人の更生に協力する旨誓約していることが認められ、これら原判決後の被告人のために酌むべき事情を考慮すると、原判決の量刑は、現時点においては刑期をいささか減じるのが相当と考えられる。

現時点においては刑期をいささか減じるのが相当と考えられる。
第3 よって、刑訴法397条2項により原判決を破棄し、同法400条ただし書により、被告事件について更に次のとおり判決する。

原判決が認定した事実に原判決と同一の法令を適用し(罰条、刑種の選択、累犯加重、併合罪の処理に関して)、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役16年に処し、原審における未決勾留日数の算入につき刑法21条を、原審における訴訟費用を被告人に負担させないことにつき刑訴法181条1項ただし書をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

平成13年11月22日

仙台高等裁判所第1刑事部

 裁判長裁判官
 松
 浦
 繁

 裁判官
 卯
 木
 誠

 裁判官
 春
 名
 郁
 子